

震業支援事業について

九戸村では農業を営んでいる方へ各種支援事業を行っております。

区分	事業名	補助率等	事業内容
村単事業	農業生産基盤整備事業	村8/10補助 上限160万円	農地の保全や農村地域の活性化を図るため、農業者団体が行う基盤整備に補助する
村単事業	野菜価格安定補償制度	村補償価格と協会保証価格の 差額を補填	村の重点品巨（トマト、ピーマン、人参、ねぎ）について、補償価格を下回った場合に補償する
村単事業	農林業振興資金	貸付額事業費の8/10（貸付限度額300万円）無利子、1償還期間は7年以内	農林業経営のための農業資材や機械購入等について無利子で貸し付ける
村単事業	耕作放棄地再生利用対策事業	10アール当たり25,000円補助	耕作放棄地を再生し利用する農業者に再生費用の一部を補助する
村単事業	肥育素牛導入事業	導入価格の1/3補助 1頭当たり上限20万円	和牛肥育経営の維持と発展を図るため、素牛の地域内購入に補助する
村単事業	担い手の連携強化と経営向上対策事業	'ば冒仁クラブに対する	苦手農業者対象組織の強化と会員相互の交流活動及び先進地研修の実施により各閃の震業経営向上を図る
村単事業	甘茶新植支援事業	10a当たり事業費の2/3 上限66,000円 (1年目) 22,000円 (2年目) 22,000円 (3年目) 22,000円	甘茶新植後の未収益期間の管理経費を軽減するため、苗を新たに植栽した新規圃場の面積に応じて補助金を交付する
村単事業	山わさび圃場整備支援事業	10a当たり事業費の2/3 上限100,000円	新規の圃場整備経費を軽減するため、圃場を整備した面積に応じて補助金を交付する
村単事業	R4新規担い手資格取得補助事業	1資格当たり取得費用の1/2以内 上限2万円を補助 複数の資格取得の場合1人当たり 上限5万円	農業に必要な資格取得の補助(65歳以下の担い手見込み対象) ①大型特殊(農耕用限定) ②けん引③フォークリフト④農業用ドローン⑤車両系建設機械雲梯技能 ※資格取得のための入学金、テキスト代、講習料、検定料を補助の対象範囲とする
村単事業	R5新規漬物製造業継続支援事業	施設整備に係る経費の1/2 上限200,000円	農業者による漬物製造業に係る食品衛生法による営業許可に要する施設・設備の整備費用に対する補助。(継続者のほか新規参入者も対象)
県単事業	いわて地域震業計画実践支援事業	1/2補助(県1/3、村1/6)	農業者団体が行う農業資材や機械購入等の事業について補助する
国庫事業	経営体育成支援事業	国3/10補助	地域の担い手が、融資を活用して震業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付する

詳しい内容につきましては、産業振興課生産振興係までお問い合わせください。